

登別市訪問介護等利用者負担額減額事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護（以下「訪問介護等」という。）を利用している者が負担する費用の減額に関し必要な事項を定め、もって介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、登別市とする。

第3条 削除

(対象者)

第4条 本事業により減額を受けることができる対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

(減額の申請等)

第5条 事業の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（別記様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、訪問介護等利用者負担額の減額の可否を決定し、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により訪問介護等利用者負担額の減額を承認した場合は、当該申請者に対し訪問介護等利用者負担額減額認定証（別記様式第3号）を交付するものとする。

(認定証の有効期間)

第6条 訪問介護等利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。）の有効期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとし、年度途中で認定証の交付を受けた場合は、交付決定の日から6月30日までとするものとする。

(利用方法)

第7条 認定証の交付を受けた者が訪問介護等を受けようとするときは、サービスの提供を受ける際に認定証を提示する。

(利用者負担額減額割合)

第8条 この事業に係る利用者負担の割合は、0%（全額免除）とする。

（所得状況の届出）

第9条 本事業の対象者は、毎年6月に、生計維持者の所得等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当に係る者を含む。）が確認できる書類等を添えて、書面により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出等により、生計維持者が所得税課税者となり、本事業の対象者に該当しなくなった場合は、翌年度以降も本事業の対象者とはしないものとする。

（交付台帳の整備）

第10条 市長は、訪問介護等利用者負担額減額認定証交付台帳を作成し、整備しておくものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（平成12年告示第39号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日より施行する。ただし、第9条の規定は平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年度において第6条の規定を適用する場合においては、同条中「毎年6月1日」とあるのは「4月1日」とする。

附 則（平成14年告示第47号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第38号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第95号）

この告示は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年告示第170号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市訪問介護等利用者負担額減額事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の登別市訪問介護利用者負担額減額事業実施要綱の規定に基づき作成された申請書等の用紙で、この要綱の施行の際、現にあるものについては、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（平成20年告示第47号）

この告示は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第66号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市訪問介護等利用者負担額減額事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第50号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第127号）

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

訪問介護等利用者負担額減額申請書
 （法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）

フリガナ 被保険者氏名		被保険者番号											
		個人番号											
生年月日		年 月 日											
住 所		登別市 町 丁目 番地											
利用者負担額 減額申請理由		身体障害者手帳の 有 ・ 無 （種 級 手帳番号）											
世帯構成		氏 名	生年月日	性 別	生計中心者に○をつけて下さい								
		世帯主	・ ・	男・女									
世帯構成		世帯員	・ ・	男・女									
			・ ・	男・女									
			・ ・	男・女									
登別市長 様 上記のとおり訪問介護等の利用者負担額に係る減額を申請します。 なお、訪問会合等利用者負担額減額の決定のため、申請時及び減額証更新の際、世帯員の所得状況を調査することに同意します。 年 月 日 住 所 登別市 町 丁目 番地 申請者 氏 名 印 電話番号 ー													

〔市 記 入 欄〕

交付年月日	備 考
年 月 日	▼訪問介護の派遣実績等を把握 派遣実績 有 ・ 無（ 年 月 日より） ▼生計中心者所得状況等を把握 所得税課税の □無 ・ □有（氏名 所得税額 円）
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

登別市 町 丁目 番地
様

登別市長

訪問介護利用者負担額減額 決定通知書
(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置)

先に申請のありました、訪問介護利用者負担額減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日		年 月 日		
決 定 事 項				
1 承認する	適用年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
	公費負担者番号			
	公費受給者番号 (承認内容)			
2 承認しない	理由			

問い合わせ先

登別市

住 所 059-8701 北海道登別市中央町6-11

電話番号

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決ができないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号（第5条関係）

（表面）

訪問介護利用者負担額減額認定証 （法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）				
交付年月日		年月日		
負担者番号				
受給者番号				
受給者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年月日	性別	男・女
介護保険被保険者番号				
適用年月日		年月日から		
有効期限		年月日まで		
減額内容 （給付率）				
発行機関名 及び印		北海道登別市中央町6丁目11番地 登別市		

（裏面）

注意事項

- 一 訪問介護等のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
- 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。